

補助金調書

補助金名	商店街イベント事業補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業部 地域産業支援課 (TEL 441-3303)
交付先	団体	市内商店街		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	第1期:毎年度4月(令和3年度は4月30日(金)まで) ※上記以後は予算の範囲内で随時。		
(公募の場合) 応募要件	補助の対象となる団体は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱(平成29年)第3条第1項第3号及び第4号の団体であって、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体(以下「商店街等」という。)をいう。				
(非公募の場合) 非公募の理由	/				
補助開始年度	平成20	年度	経過年数	14	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>地域経済の活性化に重要な役割を持つ商店街が、集客の拡大や販売力の強化のために行う、地域の活性化や取り巻く環境の変化に対応した取組みを支援することにより、商店街等の賑わい創出、活性化及び魅力の向上を図り、もって商店街等の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 集客力及び販売力の強化のための売り出し、各種イベントの実施その他の共同で販売促進を行う事業 (2) 地域の交流、賑わいの場を提供するための祭り、各種イベントその他の地域の交流及び賑わいの場を提供する事業 (3) 商店街等を紹介する冊子、マップ、ホームページその他の広報媒体を作成する事業 (4) 消費者、来街者等に対し聞き取り調査、アンケート調査を行い、商店街等への効果的な集客方法を分析する事業 (5) その他補助金の目的を達成するために必要と認められる事業</p>				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	商店街の現状は、人材不足や会員減少による資金不足等の課題を抱え、活性化への取組みがますます重要となっている。このような状況を踏まえ、更なる経営基盤強化を図るために、商店街が取り組む販売促進事業や地域課題解決やまちづくり活動等のソフト事業を今後も引き続き支援する必要がある。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>●補助対象経費 報償費(外部有識者への謝礼、賞品又は記念品費)、旅費、イベント費(会場設営費、装飾費)、広告宣伝費(広告物等の印刷・制作費、新聞折込料等)、事務費(印刷消耗品費、通信運搬費、アルバイト賃金、振込手数料等)、委託料、土地家屋借上料、借損料、工事請負費、備品購入費、その他</p> <p>※国・県との連携支援の場合は、補助率を軽減</p> <p>●補助金額の考え方 補助金額:30万円限度(予算の範囲内)・補助率:補助対象経費の1/2以下・複数の商店街連携して事業に取り組む場合には、連携する商店街の数に応じ、補助金限度額の上乗せあり。</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	5 件	14 件	19 件	
	3,800 千円	900 千円	4,712 千円	9,735 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	カプセルマシンを活用した集客事業、SNSを活用したPR事業、地元学生や地域の子どもたちと取り組むアートイベント、会員店舗のPRのためのチラシ制作・配布				
補助金交付 による効果	イベントによる賑わいの創出、来街者増などによる商店街の活性化、商店街会員の増加につながるなどの効果に加え、事業実施に伴い地域団体や学生、NPO等との連携協力や交流も図られており、地域の活性化にも寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。